

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 1 1 月 総 会 議 事 録

期 日 令和2年11月10日(木)

場 所 コミュニティセンター  
多目的ホール

令和2年11月10日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター多目的ホールに招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(10人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光	3番	中村 明
				6番	山下 理江
7番	政時 修	8番	藤川 航	9番	原 健治
10番	原口 友博	11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(2人)

4番	松江 英幸
5番	星野 宗広

農地利用最適化推進委員

有吉 佳延	千住 幹雄
金子 進	木下 重光
北永 一弘	奥 俊英

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第13番 大内田 委員 第2番 重藤 委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積（利用権設定）の公示について

議案第3号 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について 2件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会11月総会を始めたいと思います。

議案についてですが、できるだけ時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。またそれでは、田所会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、11名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは13番委員の大内田委員さんと2番委員の重藤委員さんよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について番号①を事務局は説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請について番号①を説明します。1 ページをお開きください。朗読いたします。  
譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢 69 歳、家族構成、人員 3 人、農主 0 人、農従 1 人、自作地、3,934 ㎡、小作地、0 ㎡、計 3,934 ㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢 81 歳、家族構成、人員 1 人、農主 0 人、農従 0 人、自作地、1,029 ㎡、小作地、0 ㎡、計 1,029 ㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字田原●●番、地目、雑種地、現況、田、地積 1,029 ㎡です。通作時間は、徒歩 5 分で、申請理由は譲渡であります。11 月 2 日に●●委員と●●委員にさせていただきました。譲渡人の●●さんの所有地はこの申請地のみであり、隣接する●●番とその隣の●●番地の持ち主が今回の譲受人であるためこの農地を譲渡したいということで申請があった次第です。また親戚関係であるようで、申請人の親同士が兄弟とのことでした。現状通りの作物を作るようですので、周囲の営農に影響はないと考えます。また農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件はすべて満たすと考えます。場所等につきましては 2 ページの位置図と 3 ページの航空写真で確認をお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認をしました●●委員は補足説明をお願いいたします。

●● 委員 事務局と●●委員と現地確認を行いました。筆はわかれておりますが現地は 1 枚の田となっております。現状通りの作物を耕作するようなので何も問題はないと考えます。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明及び農業委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

議 長

ないようですのでお諮りいたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について①賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請について①原案のとおり承認といたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について番号②を事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について番号②を説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。  
譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢69歳、家族構成、人員3人、農主0人、農従1人、自作地、3,934㎡、小作地、0㎡、計3,934㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●(●●)、年齢81歳、家族構成、人員1人、農主0人、農従0人、自作地、1,052㎡、小作地、0㎡、計1,052㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字田原●●番、地目、田、地積1,052㎡です。通作時間は、徒歩5分で、申請理由は譲渡であります。  
先ほどの番号①の申請地の真横の農地です。この所有者の名義が●●氏となっていますが、すでに亡くなっておりまして、実際には●●さんが納税者となっていると思われれます。あとは先ほどと同じです。

議長 ありがとうございました。先ほどの番号①と隣接した農地であるため委員の補足説明は割愛します。質疑及び意見のある方は挙手願います。

議長 ないようですのでお諮りいたします。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について②賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成多数)  
賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請について②原案のとおり承認といたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について番号③を事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について番号③を説明します。7ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●(●●)、年齢96歳(70歳)、家族構成、人員3人、農主0人、農従1人、自作地、13,125㎡、小作地、0㎡、計13,125㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢84歳、家族構成、人員1人、農主0人、農従0人、自作地、11,521㎡、小作地、0㎡、計11,521㎡、農機具の状況は一式です。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積1,269㎡、他2筆で合計1514㎡です。通作時間は、住居地から車で15分で、申請理由は売買であります。

先月不許可になった箇所であります。今回、●●さんが買うということで申請がありました。実際には、●●さんの息子である●●さんが水稻を作るということでした。会長より譲受人とも現地確認するよう指導がありましたので、本日午前中、私と事務局長と●●さんで立会と行いましたが、現地を見て水稻は厳しそうで、現在農地に高低差がありますので、土を少し盛って柿を植えたいと言われていました。また農地法第3条の申請に当たり、要件として記載されている農地法第3条第2項の1号に所有権等を取得しようとするときは、自身の農地全てを耕作する見込みがないとダメというのがありますが、今回●●さんは、大字田原●●番地に1,400㎡程度の田を所有しておりまして、耕作はされておらず荒れた状態になっていきますので、農地法第3条第2項はすべて満たしておりません。本日、荒れている理由を訪ねたところ、特に理由はないが、今後やっていきたいと言われていました。11月6日に●●委員と事務局で現地確認を行い、11月10日に譲受人と事務局とで現地確認を行いました。8ページに位置図、9ページに航空写真が載っていますので参照されてください。以上です。

議長 ありがとうございました。先月も現地確認しているので補足説明は割愛します。

議長 ただいま事務局の説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●● 委員 前の申請人がダメだったので、こちらの方で土地を入手しようという考えを感じます。大豊の柿畑の状況を改善できないから、新しい手を考えたのではないですか。事務局はどう思いますか。

事務 局長 前回の申請から1か月も経たない申請なので、思うことはありませんがその辺については皆さんで審議していただきたいです。事務局としてこれはいいとか悪いとかは言えません。ただ、事務局としては農地法第3条第2項の各号を満たしていないので許可要件のすべては満たしていないと考えています。ということです。

●● 委員 現地を見てみると、果樹に適したような土地ではないです。日当たりは悪く、水はけはよくなく、柿は収穫までに時間がかかります。申請人がここで柿を本当に作るとは考え難いです。また農地法第3条第2項各号を満たしていないということなので、条件をしっかりと満たしたうえで審議するのがいいと私は思います。

●● 委員 私の地元なので●●さんについて私はよく知っておりますが、実際水稻で田をしっかりと管理しているかと言えばできておらず、話をすることがよくあり、本人は福岡市に仕事によく行っており、空き時間で田を耕作しているような状況で、田を見て回る暇がないくらい本業が忙しいと言われていました。そういう人が柿畑や畑をはたしてできるのかと思いますし、事務局の係長はその事情もよく知っておりますので、係長は説明した方がいいのではないですか。

●● 係長 譲受人は私の親戚にあたりますので、私が発言すると、目びいき等になるとも思われるので、発言は控えようと思っていたのですが、●●委員から指名されたので私の方から、●●さんは実際、●●市に住まれておられて、毎朝早くこちらに通勤をしている状況であり、車で15分というのでは、この96歳のおばあちゃんの家からの通作時間であります。田を多く作ってしまして、すべてきれいに管理できているかと問われたら、畔草の管理や水管理ができていない所があることも事実でございます。その場所も地元の田原の箇所でありますので、今回の申請地については難しいのではないかと思います。

議

長

他ございませんか。ないようですのでお諮りしたいと思います。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について③賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成少数)

賛成少数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請について番号③は不許可といたします。

議長 続きます。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（利用権設定）につきまして、事務局は説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。10ページをお開きください。朗読いたします。番号1、賃借人氏名、●●、住所、赤村内田●●番地、賃貸人、●●、住所、川崎町大字安真木●●番地の、利用権設定等による法律関係は賃借権であります。土地の所在につきましては、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積、1,083㎡、年数が10年であります。ほか71筆あります。集計したものが12ページに記載しております。新規の件数につきましては19件で、継続につきましては13件です。合計件数が72件で、合計面積が92,562㎡です。借り手が14人、貸し手が30人、田が66筆で畑が6筆となります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは事務局の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

議長 ないようですので、お諮りします。議案第2号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）  
賛成多数ですので、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について原案のとおり承認といたします。承認となりましたので11月20日から広告いたします。

議長 それでは議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見①を事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見①について説明します。13ページをお開きください。朗読いたします。

申請者住所、田川市大字川宮●●番地、氏名、●●、計画変更の区分は除外、土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、畑、地積3,659㎡です。用途区分の変更前は農用地、変更後は雑種地、土地の利用の規制は農振法で、変更理由は太陽光発電施設建設のためということ、土地改良事業関係との関連はなしとなっております。11月5日に原口委員と現地確認を行いました。14ページに位置図、15ページに航空写真を添付しております。今回の土地は農振地域農用地区域といいまして、俗に言われる青地と言われている農地であります。そのため、転用手続きの前に農振地域から除外をする手続きが必要であり、今回、町より除外してもいいと思いますかということで意見照会が来ております。行政区長による水利承諾もいただいているようで、九州電力との契約及び、経済産業省の承認も受けておるようです。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をした●●委員は補足説明をお願いします。

●●委員 現地は完全な荒地でございます。付近にたくさんの太陽光発電施設があります。現地を畑として使用するのは非常に難しいので問題はないと思います。申請人はかつて、付近の太陽光発電施設を作る際に農地として購入して、埋め立て後に畑にするという申請であったにもかかわらず、埋め立てた後に何もしなかったという過去があります。現在その土地は●●建設が購入しておるようです。今回の申請は前回とも経緯が違いますので問題はないと思われます。以上です。

議長 それではただいまの事務局の説明と委員の補足説明について意見等ございませんか。

●● 委員

私は下流の馬小淵井堰を管理しているのですが、大ヶ原地区の開発によって、井堰に水がたまるのに非常に時間を要するようになったので、水源が減少しているのだと思われます。東田原地区と、米田地区あたりは水量が変わり影響が出てくるのではないのでしょうか。その辺も考慮していただきたいと思います。

議 長

他ございませんか。ないようですのでお諮りいたします。  
議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見①について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見①について原案のとおり承認とし、町にやむを得ないということで回答いたします。

議 長 それでは議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見②を事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見②について説明します。16ページをお開きください。朗読いたします。

申請者住所、久留米市高良内町●●番地、氏名、●●、計画変更の区分は除外、土地の所在は、川崎町大字川崎●●番、地目、田、地積199㎡他1筆で合計378㎡です。用途区分の変更前は農用地、変更後は雑種地、土地の利用の規制は農振法で、変更理由は一般住宅用駐車場及び資材置き場ということです、土地改良事業関係との関連は農地環境整備事業（鉱害復旧事業）を過去にしておりますが、土地改良より10年以上経過しております。11月2日に●●委員と●●委員とで現地確認を行いました。17ページに位置図、18ページに航空写真を添付しております。こちらも農振地域農用地区域であるので、青地と言われる農地であります。こちらも町より除外してもいいと思いますかということで意見照会が来ております。記載のとおり、駐車場及び資材置き場となっております。実際のところ、現地は既に工事されている状況で、昨年の9月に農業委員より通報があり、現場に行って工事ストップを指導しました。今後の手続きを県の方に相談に行ったところ通常通りの除外転用の手続きに加え始末書を提出するようにと指導していただいたとのことです。水利組合より水利承諾をいただいているようです。

議 長 ありがとうございました。それでは現地確認をした北永委員は補足説明をお願いします。

●● 委員 現地は永井から大豊の方に向かって行く途中の左手の高台に位置します。住宅の隣で既に工事に着手されております。畑という感じは全くなく、砂利を一面引いているような感じです。以上です。

議

長

それではただいまの事務局の説明と委員の補足説明について意見等ございませんか。ないようですのでお諮りいたします。

議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見②について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見②について原案のとおり承認とし、町にやむを得ないということで回答いたします。

議長 それでは報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について事務局は説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について説明します。19ページをお開きください。朗読いたします。

賃貸人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、賃借人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字川崎●●番、地目、畑、地積、3,173㎡他2筆で3,497㎡、契約期間が平成25年5月20日～令和5年5月19日の10年間で、権利の種類は農業経営基盤強化促進法による賃借権、申請理由は高齢のためということです。20ページに位置図、21ページに航空写真を添付しております。

議長 それではただいまの事務局の説明について意見等ございませんか。ないようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について終わります。

- 議長            その他に入ります。  
                  何かありますか。
- 事務局            (農業新聞及び農業者年金の推進依頼)  
                  (活動記録簿の提出依頼)  
                  (意向調査の御礼)
- 委員            アンケートの内容がすこし薄いような気がします。後継者の有無  
                  等も記載できるようにした方がいいのではないのでしょうか
- 事務局            次回内容を精査して対応したいと思います。
- 委員            アンケートを回収するに当たり、住所等のデータが古いことが何  
                  度かありました。行っても家自体がないこともありました。農地  
                  のことでと訪ねると、持ち主から怒られました。農業委員会から  
                  農業委員が回収に伺いますという通知がないと、答えられないと  
                  言われました。その辺を今後工夫していただきたいと思います。
- 事務局            住所については住基のデータを使用しておりますので、それ以上  
                  の把握というのは事務局も難しいところがあります。農業委員手  
                  帳の身分証明を使って、理解を得ていただきたいことと、次回ア  
                  ンケートするときは、広報等を活用して周知をしたいと思います。
- 委員            人・農地プランの座談会も農協を入れるべきだと思いましたが
- 委員            この人・農地プランについては、JA たがわとして取組体制ができて  
                  いるのでしょうか。それともそれぞれの支所に丸投げ状態なのです  
                  か。支所に任せているのであれば、それぞれ温度差があると思いま  
                  す。●●委員は理事もされておりますので、JA たがわとして取組体  
                  制を強化するように投げかけをお願いしたいと思います。
- 委員            はい。
- 委員            いま人・農地プランの座談会を各地でやっておりますが、現状川崎  
                  町の荒れた農地を開拓しているところは赤村の●●なので、●●を  
                  会議に入れるのはどうですか。またいろいろな市町村でもやっている  
                  ので参考意見も出るのかなと思います。

議長 他ございませんか。

議長 次回の総会は、12月10日（木）13時30からを予定しております。以上をもちまして、川崎町農業委員会11月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時45分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

13番委員 \_\_\_\_\_

2番委員 \_\_\_\_\_

議長 \_\_\_\_\_